

# 職場の地震対策

## 地震対策の必要性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、日本観測史上初めてマグニチュード（M）9.0 を記録した巨大地震となり、宮城県栗原市で震度 7 を観測したほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の計 20 市 15 町 2 村で震度 6 強を観測するなど、太平洋沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらしました。

東北地方の太平洋沿岸の広い地域では、大津波に襲われ、岩手、宮城、福島の東北 3 県を中心に、死者、行方不明者約 2 万人、全壊、半壊を合わせ約 39 万棟の建物被害が発生しました。

東京都内においても、震度 5 強が観測され、死者 7 人、負傷者 1 1 7 人が発生し、建物被害は全壊 1 7 棟、半壊 1 9 5 棟となったほか、津波の発生があまり想定されていなかった



気仙沼港付近の津波・液状化被害状況

東京湾内においても、晴海において 1.5m の最大波が観測されました。

また、地震の影響で交通機関が停止したため、約 5 1 5 万人の帰宅困難者が発生し、歩いて帰宅する人が道路上にあふれるなど首都圏を中心に大混乱が起きました。

過去に発生した地震をみても、平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災では、建物が倒壊し多数の人が生き埋めとなるとともに、293 件の火災が発生、ライフラインにも大きな被害が発生し事業活動に多大な影響を与えました。

また、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、9 件の火災、68 名の死者が発生し、長期間にわたり多くの方が避難所においての生活を強いられる状況となりました。

首都東京においては、首都直下地震や東海・東南海・南海の三連動地震等の切迫性が危惧されており、事業所は、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の都民生活の安定及び都市の復興を図るために最大の努力を払うことが求められています。

### 〈事業所の社会的責任〉

- ◇ 事業所は、災害が拡大することを防ぐため、それぞれの立場で出火防止等に最大限の努力を払い、社会的影響を最小限度に抑える必要があること。
- ◇ 事業所の事業活動の早期再開は、都民生活に必要な物資を供給する重要な役割を果たすとともに、取引停止による連鎖的な間接被害を軽減するものである。

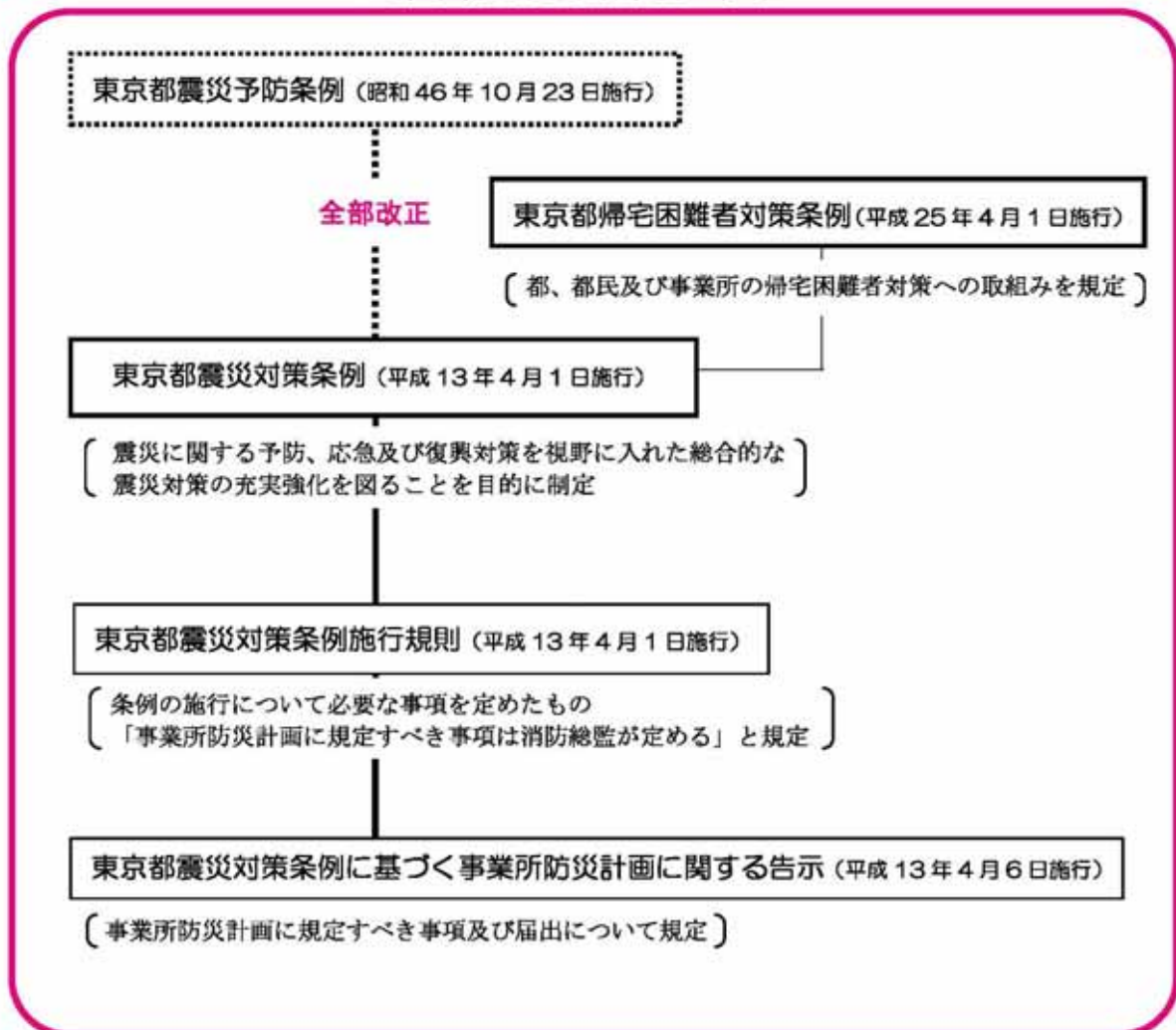
## 東京都震災対策条例等の制定

東京都では、昭和 46 年に公布された「東京都震災予防条例」により、東京を地震による災害から守るための施策を推進してきましたが、地震による災害に関する予防対策と併せて、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策を視野に入れた総合的震災対策の充実強化を図るため、東京都震災予防条例が平成 13 年 4 月に全部改正され、「東京都震災対策条例」として施行されました。

これに伴い、条例の施行について必要な事項を定めた「東京都震災対策条例施行規則」及び「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」が施行されました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により首都圏において大量に発生した帰宅困難者による混乱等を抑制するため、平成 24 年 3 月 30 日に東京都帰宅困難者対策条例が公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

### 東京都震災対策条例の体系





## 事業所の責務

### 東京都震災対策条例の基本理念(前文抜粋)

(略)・・・地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

### 東京都震災対策条例(第9条～11条)

東京都震災対策条例では、事業者の基本的責務及び事業所防災計画の作成等について、下記のとおり定めています。

#### ◆<基本的責務>

第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興事業に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等と連携及び協力に努めなければならない。

#### ◆<事業所防災計画の作成>

第10条 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

#### ◆<事業所防災計画の届出>

第11条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

## 東京都帰宅困難者対策条例(概要)

東京都は、来るべき首都直下地震等による大規模地震の発生に備えて、都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくりの視点から、帰宅困難者対策に特化した条例を制定し平成25年4月1日から施行されました。

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 集客施設、駅等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

## 東京都帰宅困難者対策条例(第4条)

東京都帰宅困難者対策条例では、事業者の責務について、下記のとおり定めています。

### ◆<事業者の責務>

- 第4条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。



### 事業所防災計画を作成する必要がある事業所

東京都内のすべての事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所ごとに事業所防災計画を作成しなければなりません。

しかし、事業所にも大規模な工場、百貨店等から小さな店舗、事務所又は危険物施設を保有する形態があるため、下表の事業所防災計画の作成区分に応じて事業所防災計画を作成するようにします。

#### 〈事業所防災計画の作成区分〉

事業所の形態		事業所防災計画の作成要領	届出等	
条例第10条該当事業所	一般事業所	防災管理者の選任が必要な事業所	防災管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項のうちから必要な事項を定める。	必要
		防火管理者の選任が必要な事業所	防火管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要
		上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成する。	不要
	危険物施設を有する事業所	予防規程の作成が必要な危険物施設	予防規程の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要
		予防規程の作成が不要な危険物施設	単独に事業所防災計画を作成する。	不要
条例第11条該当事業所	防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者（ガス・電気・鉄道・軌道・道路・通信事業者）	指定公共機関として事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要	

- \* 防災管理者の選任が必要な事業所は、防災管理に係る消防計画と防火管理に係る消防計画を一つの消防計画として作成し、その中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めるようにします。
- \* 消防計画及び予防規程の両方の作成義務が必要な事業所は、消防計画及び予防規程の双方に事業所防災計画に規定すべき事項を定めます。  
なお、それぞれの計画で震災対策が重複する部分については、消防計画の中に「震災対策にあつては、予防規程による。」等を記載するようにします。
- \* 条例第11条該当事業所の事業所防災計画に規定すべき事項は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示第6項に規定されています。